川崎市地区計画の区域内における建築物に係る制限に関する条例第9条第1項第2号の規定に基づく許可基準

(目的)

第1条 この基準は、川崎市地区計画の区域内における建築物に係る制限に関する条例(昭和62年条例第40号。以下「地区計画条例」という。)第9条第1項第2号の規定に基づく許可に関して必要な事項を定め、適正な都市機能と健全な都市環境を確保することを目的とする。なお、地区計画で定める当該区域の整備・開発及び保全の方針に適合することはもとより、本基準を満足するだけでなく、敷地の位置、敷地の周囲の土地利用状況等から適切に地域の実情等を勘案し、市街地環境について総合的に配慮した計画とすること。

# (適用の範囲)

第2条 この基準は、第一種低層住居専用地域又は第二種低層住居専 用地域における計画建築物に適用する。

# (敷地)

第3条 敷地分割によって生じる不適合となる敷地は1とし、当該 敷地の面積は、当該地区計画において定められた建築物の敷地面 積の最低限度の数値に8/10を乗じた数値、かつ、125平方 メートル以上であること。

#### (敷地の周囲)

第4条 敷地の2辺以上が広い公園、広場、道路(幅員6メートル以上)その他の空地に敷地の外周の長さの1/2以上接すること。なお、敷地が広い道路のみに接している場合、当該道路の1は幅員8メートル以上でなければならない。

## (階数)

第5条 計画建築物は、地階を除く階数が2以下であること。

## (建ペい率)

第6条 計画建築物の建ペい率は、建築基準法第53条の規定による建ペい率の限度(地区計画条例第7条で建ペい率の最高限度を 定めている場合はその数値)に9/10を乗じた数値以下である こと。 (外壁の後退距離)

第7条 敷地内の全ての建築物の外壁又はこれに代わる柱の面から 敷地境界線までの距離が、1.5メートル(広い公園、広場、道 路(幅員6メートル以上)その他の空地側の敷地境界線において は、1メートル)以上確保されていること。

附則

この基準は、平成10年 1月20日から施行する。

附則

この基準は、平成19年10月31日から施行する。